

清須市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
概要版（案）

令和6年3月

清 須 市

計画策定の趣旨

本市の 65 歳以上の人口は、2023（令和 5）年 10 月 1 日現在で 16,173 人となっています。2021（令和 3）年をピークに少しずつ減少していますが、今後の推計値では 2040（令和 22）年までには再び増加傾向に転じることが見込まれているため、高齢者の現状とニーズを踏まえ、本市に必要なサービス提供体制を構築していくことが必要となります。

本市では 2021（令和 3）年 3 月に「清須市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定し、団塊世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025（令和 7）年及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる 2040（令和 22）年を見据えた中長期的視点での計画づくり、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の効果的な推進、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進及び災害や感染症対策に係る体制整備をポイントに掲げて施策を進めてきました。このたび、国の方向性等を踏まえつつ、「清須市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定いたします。

第 9 期計画では、第 8 期計画の内容や課題から、今後 3 年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理し、2030（令和 12）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際指標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を取り入れ、国が掲げる方向性を踏まえ、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上等をポイントに計画を策定し、各種施策を進めていきます。

第 9 期計画のポイント

国は、第 9 期の介護保険事業計画の策定にあたり、以下の点を重視した基本指針を示しました。これらの点を踏まえ、本市が取り組む施策を検討し、本計画に盛り込んでいます。

介護サービス基盤の計画的な整備

- ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- ②在宅サービスの充実

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ①地域共生社会の実現
- ②医療・介護情報基盤の整備
- ③保険者機能の強化

地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてのサービス見込み量等を定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「清須市第2次総合計画」の個別計画として、高齢者福祉等を推進する計画であり、「愛知県高齢者健康福祉計画」や「愛知県地域保健医療計画」との整合性の確保とともに、障害福祉計画その他の関連計画との調和が保たれたものとしています。

計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

また、この計画には、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040（令和22）年までの中・長期的な見込みを記載しています。

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	...	2040年度
第8期計画 2021～2023			第9期計画※ 2024～2026			第10期計画 2027～2029			...	

※2040年までの中長期的な状況を踏まえて策定

計画とSDGsの関連性

持続可能な開発目標（以下「SDGs」）については、2016（平成28）年に政府内に推進本部が設置され、同年12月に実施方針が決定されており、地方自治体においても、SDGs達成に向けた取組の推進が求められています。

本計画においても、特に関連性の高い6つの目標を取り上げ、目指すべき将来像の実現とともに、SDGs項目の達成を目指します。

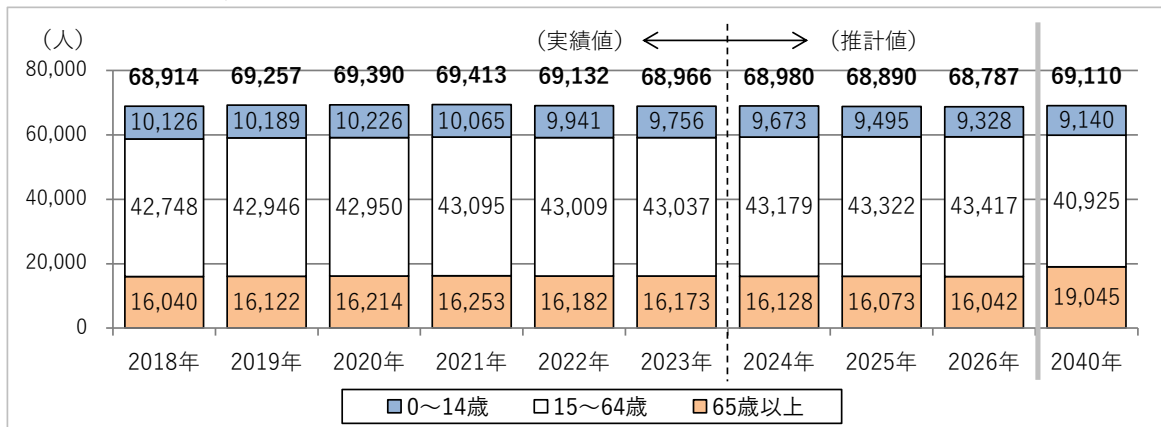


高齢者人口の推移と将来推計

本市の人口は近年増加傾向にありましたが、2021（令和3）年をピークに減少に転じ、2023（令和5）年10月1日時点の人口は68,966人となっています。高齢者人口（65歳以上）も増加傾向にありましたが、2020（令和2）年以降は横ばいで推移しています。一方、後期高齢者人口（75歳以上）は増加し続けています。2023（令和5）年の高齢者人口は16,173人、高齢化率は23.5%となっています。

2026年（令和8年）までの将来推計人口では、人口は引き続き緩やかに減少していくことが見込まれます。一方、高齢者人口も2026（令和8）年までは緩やかに減少していくことが見込まれます。しかし後期高齢者人口は引き続き増加していくことが見込まれます。

年齢別人口の推移と将来推計



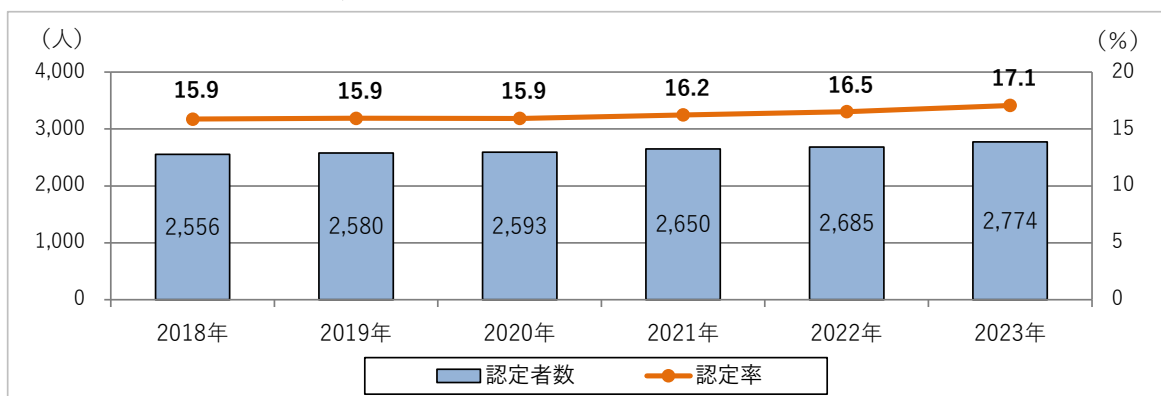
（出典）実績値：住民基本台帳（各年10月1日時点）

推計値：（2024～26年）コーホート要因法による推計値（2040年）清須市総合計画における推計人口

要介護認定者数の推移

本市の認定者数は、近年増加傾向にあり、2023（令和5）年9月末時点で2,774人となっています。認定率は、2020（令和2年）までは15.9%で推移していましたが、2021（令和3）年以降は上昇しています。

認定者数及び認定率の推移



（出典）「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点） ※認定者は第2号被保険者を含まない

介護サービスの利用状況

本市の2022（令和4）年9月時点における給付費の総額は351,475千円となっており、2020（令和2）年と比較して16,603千円増加しています。直近3か年のサービス類型では、在宅サービスと施設サービスは増加し、居住系サービスは減少しています。

サービス類型別の介護サービス給付費の推移

（千円）

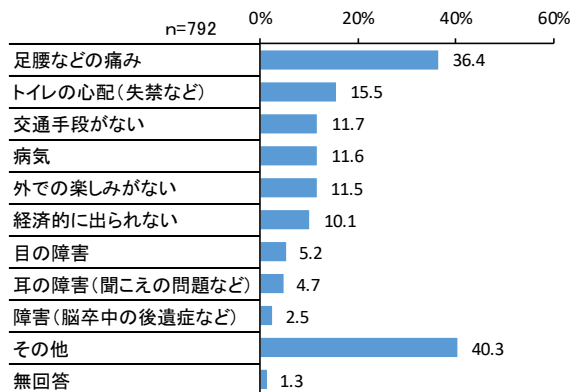
	2020年	2021年	2022年
給付費（総額）	334,872	341,184	351,475
在宅サービス	181,971	180,201	195,202
居住系サービス	21,846	24,487	20,733
施設サービス	131,056	136,496	135,541

（出典）「介護保険事業状況報告」月報（各年9月利用分）

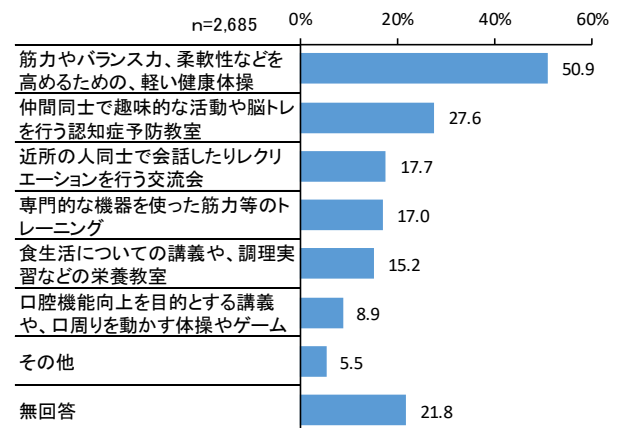
アンケート調査に見る高齢者の現状

より良い高齢者福祉・介護保険・生活支援サービス等を提供するため、市民の意見や生活状態を把握し、本計画に反映させることを目的として、65歳以上の市民（要介護認定者を除く）、要支援・要介護認定者（施設入所者を除く）等を対象にアンケート調査を実施しました。

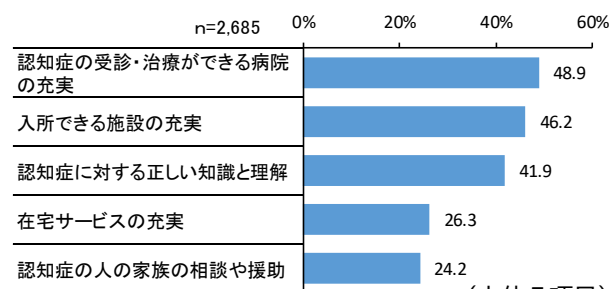
【外出を控えている理由】



【積極的に参加したい介護予防事業】

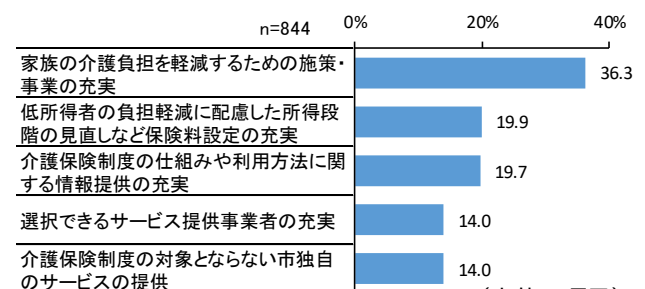


【認知症になっても安心して暮らしていくために必要なこと】



（上位5項目）

【注力してほしい介護関連施策】（認定者）



（上位5項目）

計画の基本理念

～地域で支え合い、健やかに自分らしく 安心して暮らせるまち 清須～

本市は、市の最上位計画である「清須市第2次総合計画」に基づき、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちを目指しています。

同計画においては、高齢者福祉について、「市民一人一人が支え合い、福祉の担い手になるような地域づくりにより、高齢者が生涯現役として働き、暮らしていける元気なまち」になることを目指す姿として掲げています。こうした考え方は今後も変わるものではなく、引き続き本市の高齢者福祉のめざす姿であると考えられます。

2020（令和2）年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行を機に、交流や支え合いの考え方や方法は多様化してきています。感染症の流行に限らず、様々なリスクを踏まえた上での支え合いを推進し、だれ一人取り残すことなく地域とともに暮らしていくことができる社会の実現をめざしていく必要があります。

また、高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても尊厳のある暮らしができるよう、要介護状態や認知症に誰もがなり得ることを理解し、互いの状態を理解し合えることが望まれます。

このような考え方を踏まえ、本計画における基本理念を「地域で支え合い、健やかに自分らしく安心して暮らせるまち 清須」とし、高齢者施策を進めていきます。

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう「日常生活圏域」を設定します。

本市の日常生活圏域は、第8期計画より下記の4圏域とし、地域包括支援センターを2か所設置しています。これにより、地域特性や資源等を有効活用し、問題の解決に取り組める「地域づくり」を促進していきます。

圏域	構成ブロック
西枇杷島圏域	西枇杷島第1、西枇杷島第2、砂入、大和、六軒、日の出、花咲地領、松原、旭芳野、古城、二ツ杓、小場塚
新川圏域	新川第1、新川第2、新川第3、新川第4、外町、寺野、鍋片、新川第8、阿原
清洲圏域	清洲第1、清洲第2、西田中・弁天、朝日、一場、西市場1・2・3丁目、清洲第7、清洲第8、清洲第9、土田、上条、新清洲
春日圏域	落宮、春日蓮祢、春日西分新田、上中、春日南

計画の基本目標

基本目標1

ふれあいがあり、人にやさしいまち

基本目標1「ふれあいがあり、人にやさしいまち」では、高齢者の生きがいや居場所づくり、認知症高齢者等の見守りなどに、地域ぐるみで取り組むことをめざします。地域住民どうしのふれあいを大切に、やさしさを感じられる地域環境の中で、健康で暮らせる地域をめざします。また、近年、介護離職の問題やヤングケアラー等、家庭介護者の負担が社会問題となっていることを踏まえ、必要な支援を検討していきます。

基本目標2

元気が出る健康なまち

基本目標2「元気が出る健康なまち」では、健康づくりや介護予防などにより、高齢者が健康で暮らせるまちをめざします。また、在宅医療・介護の連携にも注力し、住み慣れた自宅で長く生活できるまちをめざします。

基本目標3

安全で安心なまち

基本目標3「安全で安心なまち」では、要介護状態である方が、災害等のリスクがあっても自宅で安全に、安心して生活できるまちをめざします。また、地域包括支援センターにおける相談などの充実、認知症高齢者等の権利擁護への取組なども含め、高齢者の安心を支えます。

基本目標4

介護保険制度の円滑な実施

基本目標4「介護保険制度の円滑な実施」では、介護保険サービスの提供体制の充実・確保をはじめ、市の保険者機能の強化、給付の適正化等に取り組み、制度の円滑な実施をめざします。また、近年、介護サービス現場における人材不足が深刻な状態にあることを踏まえて、介護人材の確保、働きやすい環境づくりなどへの支援も検討していきます。

計画の体系

基本目標

施策の方向

基本目標 1

ふれあいがあり
人にやさしいまち

- 1 高齢者の生きがい対策の推進・社会参加の促進
- 2 高齢者の見守り・地域支え合いの推進
- 3 認知症高齢者の支援体制の整備
- 4 通いの場の充実と参加の促進
- 5 多様な課題を有する家族介護者への支援

基本目標 2

元気が出る健康なまち

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 2 在宅医療・介護の連携
- 3 効果的な介護予防の推進

基本目標 3

安全で安心なまち

- 1 住み慣れた在宅生活への支援
- 2 安心・安全な住環境の整備
- 3 施設福祉サービスの充実
- 4 災害及び感染症対策への取り組み
- 5 地域包括支援センターの機能強化
- 6 高齢者の権利擁護

基本目標 4

介護保険制度の円滑な実施

- 1 介護保険サービスの充実
- 2 保険者機能の強化
- 3 介護費用の適正化
- 4 介護人材の確保と働きやすい環境づくりへの支援

《主な事業一覧》

計画に記載されている主な事業は、以下のとおりです。

基本目標1

- 金婚祝い ○敬老金支給事業 ○長寿記念祝金等支給事業 ○老人クラブ活動への支援
- シルバー人材センターへの補助
- 高齢者虐待防止の取り組み ○配食サービス事業 ○緊急通報システム事業
- ひとり暮らし登録 ○救急医療情報キット配布事業 ○高齢者への見守り事業
- 認知症初期集中支援推進事業 ○認知症地域支援推進員等設置事業 ○認知症ケア向上推進事業
- 認知症サポーター養成講座の実施 ○認知症高齢者等への見守り事業
- いこまいか教室及び健康づくりリーダーによる運動教室等の開催
- 包括的相談支援体制の強化・窓口の周知 ○任意事業（家族介護者交流事業）

基本目標2

- 介護予防・生活支援サービス事業
（訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）
- 一般介護予防事業
（介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業）
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

基本目標3

- 包括的支援事業（総合相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援）
- 介護用品支給事業 ○在宅老人ショートステイ事業 ○老人福祉車等購入費補助金交付事業
- エアコン購入費等補助金事業
- 老人保護措置
- 民生委員等との連携強化 ○避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の策定と対策の推進
- 福祉避難所等開設 ○災害に対する備え ○感染症に対する備え
- 地域包括支援センターの機能強化
- 高齢者の権利擁護（高齢者虐待、セルフ・ネグレクトへの対応、消費者被害防止、認知症高齢者・行方不明者への対応、成年後見制度の利用促進）

基本目標4

- 居宅・介護予防サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援・介護予防支援 等）
- 地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護 等）
- 施設サービス
（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院）
- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅
- PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築
- 自立支援・重度化防止等に資する施策の推進 ○介護保険運営の安定化に資する施策の推進
- 介護費用適正化事業
（要介護認定の適正化、ケアプランの点検・住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合）
- 介護人材の確保 ○研修等による資質向上への支援 ○資格取得への支援 ○職場環境の改善

介護サービス給付費等の推計

本計画における介護サービス給付費等の見込額は、以下のとおりです。

2024（令和6）年度の標準給付費見込額は約49億2千万円、2026（令和8）年度の見込額は約52億5千万円となると見込んでいます。また、2024（令和6）年度及び2026（令和8）年度の地域支援事業費はいずれも約2億3千万円となると見込んでいます。

単位：千円

区分	2024年度	2025年度	2026年度	合計
標準給付費見込額	4,918,202	5,100,648	5,248,417	15,267,266
地域支援事業費	226,617	232,553	233,088	692,258

第1号被保険者の介護保険料算定

介護保険事業は、市町村が保険者となり、事業を運営します。

第1号被保険者の保険料については、介護サービスの見込量等に応じてそれぞれの保険者で決定し、原則として3年間同額とされています。

介護保険料は、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用し、推計人口や介護サービスの利用実績を勘案して、算定しています。

第1号被保険者保険料基準額（月額）の算出

保険料基準額月額は、次の計算により算出します。

$$\text{保険料基準額月額} = \text{総事業費} \times \text{第1号被保険者負担割合 (23\%)} \\ \div \text{予定保険料収納率 (97.6\%)} \div \text{第1号被保険者数} \div 12 \text{ か月}$$

※上記の基本計算式に、介護給付費準備基金取崩と調整交付金等を考慮します。

2021（令和3）～
2023（令和5）年度の
保険料基準額（月額）
5,939円



2024（令和6）～
2026（令和8）年度の
保険料基準額（月額）
5,939円

所得段階別の第1号被保険者保険料

第1号被保険者保険料について、高齢者の所得に応じた負担を図るため、所得段階を第8期の12段階から第9期は下表の15段階に細分化し、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します。

所得段階別の保険料率の設定

所得段階	対象者要件		基準額に対する割合
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.285
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.485
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	基準額×0.685
第4段階	市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.90
第5段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	基準額
第6段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満	基準額×1.30
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満	基準額×1.50
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上で420万円未満	基準額×1.70
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上で520万円未満	基準額×1.90
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上で620万円未満	基準額×2.10
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上で720万円未満	基準額×2.30
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上で860万円未満	基準額×2.40
第14段階		前年の合計所得金額が860万円以上で1,000万円未満	基準額×2.50
第15段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.60

市内の介護保険施設等の整備状況（入所系）



清須市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画【概要版】

令和6年3月発行

清須市役所 健康福祉部 高齢福祉課

〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 TEL (052) 400-2911

イラスト
(きよ丸/うるん)